

受診時等に医療機関等に提示する書類

		～令和6年 12月1日	令和6年 12月2日～ 令和7年 12月1日	令和7年 12月2日～
令和6年 12月1日まで の加入者	マイナ保険証を 持っている	マイナ保険証 又は 現行の保険証	マイナ保険証 又は 現行の保険証	マイナ保険証
	マイナ保険証を 持っていない	現行の保険証	現行の保険証 又は 資格確認書	資格確認書
令和6年 12月2日以降 の加入者	マイナ保険証を 持っている	—	マイナ保険証	マイナ保険証
	マイナ保険証を 持っていない	—	資格確認書	資格確認書

Q & A

Q1 マイナ保険証とは何か。

A1 健康保険証としての利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

Q2 資格確認書とは何か。

A2 マイナンバーカードを取得していない方やマイナンバーカードを持っているが健康保険証の利用登録をしていない方等に発行される書類です。資格確認書を医療機関に提示することで、現行の保険証と同様に保険診療を受けることができます。

令和6年12月2日以降、資格を取得した方のうちマイナ保険証をお持ちでない方には速やかに交付します。

令和6年12月1日以前に資格取得済の方でマイナ保険証をお持ちでない方は、当面は現在お持ちの保険証をお使いください。資格確認書は、令和7年12月1日までに交付します。

Q3 資格情報通知書とは何か。

A3 新規で資格取得した方全員に対し、共済組合において資格情報のデータ登録完了後に交付する書類です。マイナ保険証をお持ちの方については、資格情報通知書が届くとマイナ保険証で受診ができます。（資格情報通知書が届く前でも、御自身でマイナポータルにより保険証情報の確認ができればマイナ保険証を利用できます）

マイナ保険証の読取りができない場合等は、マイナ保険証と資格情報通知書を一緒に医療機関窓口で提示すると受診ができます。なお、資格情報通知書だけでは受診できません。

Q4 マイナポータルとは何か。

A4 マイナポータルは、政府が運営する行政手続のオンライン窓口です。マイナンバーカードでログインすることで、マイナ保険証の利用申込みや健康保険の資格情報の確認の他、御自身の所得・地方税、行政機関からのお知らせ

など、必要な情報をいつでも確認できます。また、お住まいの地域のサービスや手続きをお手元のパソコンやスマートフォンで簡単に検索でき、手続きによってはそのまま申請できます。

Q5 マイナンバーカードを作っていないが、病院を受診するにはどのようにすればよいか？

A5 令和6年12月2日時点で有効な保険証をお持ちの方は、当面は保険証を御使用ください。保険証の使用ができなくなる令和7年12月1日までに保険証の代わりとなる資格確認書を交付します。

Q6 今使っている保険証は令和6年12月2日からは使えないのか？

A6 令和6年12月2日時点で保険証をお持ちの方は、令和7年12月1日までお使いいただけます。なお、有効期限が令和7年12月1日より前に切れる方はその有効期限まで使えます。

Q7 新規で採用されたが、マイナ保険証はいつから使えるのか？

A7 組合員資格取得届書を共済組合で受け付けた後、概ね5営業日で使用できるようになります。マイナポータルにログインし、「最新の健康保険証情報の確認画面」で保険証情報のデータが登録されていることを確認してから受診してください。なお、保険証情報のデータの登録が完了しましたら、共済組合から「資格情報通知書」をお送りしてお知らせいたします。

Q8 マイナ保険証の利用をやめたい。

A8 「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を共済組合に御提出ください。令和6年12月2日時点で有効な保険証のある方は、当面、保険証をご利用ください。令和6年12月2日以降に資格取得した方には「資格確認書」を交付します。

※ マイナポータルに利用登録解除の内容が反映するまでに1～2か月かかります。

Q9 マイナンバーカードの健康保険証の利用登録方法は？

A9 ①マイナポータル、②セブン銀行 ATM、③医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで登録できます。

Q10 マイナ保険証を使えるが、資格確認書が欲しい。

A10 マイナ保険証の利用ができる方には原則資格確認書の発行はしません。資格確認書を御希望の場合は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」でマイナ保険証の利用登録を解除してください。解除後は、令和6年12月2日時点で有効な保険証のある方は、当面、保険証をご利用ください。資格確認書は令和7年12月1日までに交付します。保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付します。また、マイナ保険証の利用により高額療養費制度における限度額を超える支払いの免除を受けていた方は、限度額適用認定証の交付申請が別途必要となります。

Q11 新規資格取得後、マイナ保険証の利用ができるようになる前に受診したらどうなるのか？

A11 今までの保険証交付前の受診と同様、医療機関でいったん10割負担をし、後日共済組合に療養費の請求をしてください。